

提案の要旨

県単独福祉医療費公費負担制度実施に伴う国庫負担金減額制度の廃止
国要綱に基づく県実施事業に係る国庫補助金の確保
国から県への事業委託（補助）に係る必要経費（人件費等）の確保
法定受託事務である事務監督等に係る必要な経費（人件費）の確保

現状及び課題

福祉医療費公費負担制度（老人，ひとり親家庭等，乳幼児，重度心身障害者）の実施が国民健康保険の医療費の増額に波及しているとして，国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置が全国的に行われている。

（平成17年度：影響額 本来国庫負担金見込額 336 億円の 2.1%に当たる約 7 億 3 百万円）

特定疾患治療研究事業については，国庫補助金交付要綱に基づく国の所要額が措置されていない。また，政令指定都市及び中核市が実施主体になっていない。

区 分	実施主体及び負担割合	平成18年度		
		国交付率	県負担率	県超過負担額
特定疾患	国（50%），県（50%）	29.7 %	70.3 %	約 3 億 5,000 万円

スモン及び事務費を除く。

国の責任において実施されるべき事業である毒ガス障害者援護事業，被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は，国から県への委託契約により実施しているが，事業費に見合う十分な財源（人件費等）が措置されず，県に負担を強いている。

生活保護法第 23 条等による生活保護事務に係る事務監督等の事務は，法定受託事務で国の指示に基づいて実施しているが，実施に見合う十分な財源（人件費）が措置されず，県に負担を強いている。

（参考）平成 16～18 年度：実従事職員 8 名，経費算定職員 6 名

これまでの取組状況及び前年度提案結果**【取組状況】**

平成 18 年 7 月 全国知事会提案・要望

【前年度提案結果】

いずれも措置されていない。

提案の内容

福祉医療費公費負担制度は、社会的な弱者及び将来を担う乳幼児の健康管理を推進するために実施しているものであり、国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置は、直ちに廃止すること

特定疾患治療研究事業に係る都道府県の超過負担を解消すること

また、小児慢性特定疾患治療研究事業と同様、政令指定都市及び中核市を実施主体とすること

毒ガス障害者援護事業、被爆者二世健康診断事業及び在外被爆者援護事業は、国の責任において実施されるべきものであり、早急に法制化を行うとともに実施に見合う財源を措置すること

生活保護法に基づく事務監督等に関する事務は、法定受託事務であり、事務の実施に見合う財源を措置すること